清 掃 施 設 見 学 実 施 要 領

１．目　的

　　広島市環境局管轄及び公共施設等の廃棄物処理施設の見学、河川周辺のごみ不法投棄の実態の把握等を実施し、市民にごみ減量・分別処理の必要性と認識を高め、また河川環境保全運動を積極的に推進するために、この事業を行う。

２．定義

（１）公共施設等とは、公共施設及び本要領の目的である、市民にごみ減量・分別処理の必要性と認識を高めるための施設として、市公衛協会長が認めた施設とする。

（２）廃棄物処理施設とは、清掃工場、ごみ埋立地、資源ごみ選別施設、大型ごみ破砕処理施設、廃プラスチック圧縮梱包施設及び廃棄物処理施設に準じる施設として市公衛協会長が認めた施設とする。

３．実施割当と学区の選定

　　年度当初（４月中旬頃）環境保全委員会に於いて、各区毎の年間実施回数の割当を行い、各区の調整は、区公衛協において行う。

　　なお、割当以外の希望については、仮の申込みをし、キャンセルの申出に伴い、希望申込み順に実施計画の申込みを受ける。

４．申込書の提出

　　区公衛協より実施決定を受けた学区会長は、様式１に必要事項を記入の上、実施前に、市公衛協会長宛申込書を提出すること。（申込書提出期限：９月末）

　　なお、実施は３月中旬までに終了すること。

５．報告書の提出

　　実施後は速やかに様式２により領収書（原本）を添付し、区公衛協会長を経由して、市公衛協会長に報告書を提出すること。

６．車・船舶借上料の援助

　　市公衛協は、実施報告書の提出があった学区に対し、車・船舶の借上の費用支出に対して、８０,０００円を限度として支払う。

　　但し、各学区が合同で施設見学を実施した場合についても同様とする。

　　附　　　則

この要領の一部改正は、平成１２年４月１日から施行する。

　　附　　　則

この要領の一部改正は、平成１３年４月１日から施行する。

　　附　　　則

この要領の一部改正は、平成１４年４月１日から施行する。

　　附　　　則

この要領の一部改正は、平成１４年１０月１１日から施行する。

　　附　　　則

この要領の一部改正は、平成１７年７月２０日から施行する。

　　附　　　則

この要領の一部改正は、平成２４年２月１５日から施行する。

　　附　　　則

この要領の一部改正は、平成２９年４月１日から施行する。